

(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業
公募型プロポーザルの実施に係る基本的な考え方

令和4年10月4日

忠岡町



目次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1 基本的事項..... | 1 |
| (1) 事業名称..... | 1 |
| (2) 事業の種類..... | 1 |
| (3) 場 所..... | 1 |
| (4) 事業の目的..... | 1 |
| (5) 本書の役割..... | 1 |
| (6) 提案募集要項等の公表..... | 1 |
| 第2 事業者の募集及び選定に関する事項..... | 2 |
| 1. 事業者の募集及び選定方法..... | 2 |
| 2. 応募者の参加資格要件等..... | 2 |
| (1) 応募者の構成..... | 2 |
| (2) 応募者の参加資格要件..... | 2 |
| (3) 応募者の参加資格の喪失..... | 3 |
| 3. 事業者選定のスケジュール..... | 3 |
| 第3 事業者選定に関する要求事項..... | 4 |
| 1. 本町が想定している事業..... | 4 |
| (1) 一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業..... | 4 |
| (2) 新施設の整備・運営事業..... | 5 |
| 2. 本町の主な役割..... | 6 |
| (1) 用地の貸与..... | 6 |
| (2) 地元理解..... | 6 |
| (3) ごみ処理委託..... | 6 |
| (4) モニタリング..... | 6 |
| 3. SPCの主な役割..... | 6 |
| (1) 資金調達..... | 6 |
| (2) 産業系循環型資源廃棄物の安定的な受け入れ..... | 6 |
| (3) 災害廃棄物等の優先受け入れ等..... | 6 |
| (4) 海岸への漂着ごみ..... | 6 |
| (5) 地元雇用、地元経済への貢献..... | 6 |

第1 基本的事項

(1) 事業名称

(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業

(2) 事業の種類

- 1) 一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業
- 2) (仮称) 忠岡町地域エネルギーセンターの整備・委託処理事業

(3) 場 所

大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号

(4) 事業の目的

忠岡町クリーンセンターは、昭和61年に稼働し、ダイオキシン類の対策や設備等の更新工事を行い稼働していますが、老朽化は進行しています。令和6年3月で運転管理契約が終了することから、その後の処理方式について調査をした結果、公共と民間事業者が協定に基づき、連携してごみ処理事業を行う方式（以下「公民連携協定方式」という。）が、優先事業方式として選定されたことから、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、一般廃棄物の処理を委託することにより、長期的観点でごみ処理コスト縮減、資源循環、適正処理を推進することを目的とします。

(5) 本書の役割

本書は、(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業（以下「本事業」という。）提案募集要項の公表に先立ち、事業概要及び事業者選定プロセス等について周知を行うことを目的とします。また、提案募集要項の公表までの間に記載事項の変更を行う場合がありますが、その場合は提案募集要項の記載を正とします。

(6) 提案募集要項等の公表

公表日時 : 令和4年10月11日

公表方法 : 公告による

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

公募型プロポーザル方式。

2. 応募者の参加資格要件等

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たしていること。

(1) 応募者の構成

- 1) 本事業を行う能力を有する2社以上の企業（以下「構成企業」という。）で構成し、本事業実施の際は、特定目的会社（以下「SPC」という。）を設置するものとする。
- 2) 構成企業の中から代表企業を定めること。代表企業は、本町との対応窓口となり、協定等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとする。
- 3) 代表企業は、SPC に対して3分の1以上の出資を予定する者。
- 4) 構成企業は、本事業に係る施設（以下「本施設」という。）の建設等を行う企業及び廃棄物を供給し処理をする企業を含むものとする。なお、前述の何れかが構成企業に含まれない場合は、協力企業として応募者の中に加えるものとする。
- 5) 構成企業及び協力会社は、本事業の遂行上果たす役割等を明確にする。
- 6) 代表企業、構成企業及び協力会社は、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることはできない。
- 7) 構成企業の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 参加資格要件

応募者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (イ) 参加表明の日から提案書提出日まで、本町の入札参加停止期間中でないこと。
- (ウ) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (オ) 直近事業年度の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (カ) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者でないこと。
- (キ) 構成企業のうち1社は、過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）において、建設系廃棄物、工場系廃棄物、食品系廃棄物を安定的に受け入れ、適正に処

理した実績を有していること。

2) 応募に関する留意事項

(ア) 応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりはしない。

(ウ) 本町から提供する資料は、応募に係る検討目的以外で使用できない。

(3) 応募者の参加資格の喪失

構成企業が基本協定締結日までの間に、参加資格要件に掲げる資格を欠く事となった場合並びに虚偽の記載等が明らかになった場合、参加資格を取り消す。

ただし、構成企業のうち当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が代表企業でなく、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続きの透明性や公平性を害さないと本町が特に認める場合、資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で、新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

3. 事業者選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおり。

| 日程 | 内容 |
|-------------------------|----------------------------|
| 令和4年10月4日（火） | 実施方針の公表 |
| 令和4年10月11日（火） | 募集要項の公表 |
| 令和4年10月11日（火）～10月21日（金） | 募集要項に関する質疑書受付 現地確認要望書受付 |
| 令和4年10月28日（金） | 募集要項に関する質疑書回答日 |
| 令和4年10月31日（月）～11月2日（水） | 現地確認実施期間 |
| 令和4年11月7日（金）～11月11日（金） | 参加表明書等の受付 |
| 令和4年11月18日（金） | 資格審査結果の通知 基本協定書（案）の提示 |
| 令和4年11月28日（月）～12月8日（木） | 提案書等の受付、 辞退届の提出 |
| 令和4年12月中旬 | プレゼンテーション開催予定日 |
| 令和4年12月下旬 | 最終審査結果通知（優先交渉権者決定） |
| 令和4年12月下旬～令和5年1月上旬 | 基本協定書（案）の協議 |
| 令和5年1月中旬 | 基本協定（案）の議決（忠岡町議会） |
| 令和5年1月下旬 | 基本協定の締結 |

❖日程及び内容は、状況により変更する場合があります。その際は関係者に連絡するとともに、忠岡町ホームページに掲載します。

第3 事業者選定に関する要求事項

1. 本町が想定している事業

(1) 一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業

1) 一般廃棄物中継施設（以下「中継施設」という。）の調査・計画・設計

基本協定締結後に、事業者の負担において中継施設の詳細な調査・計画・設計を行い、令和5年3月を目途に中継施設の実施協定締結を行う。

2) 中継施設の整備

中継施設の実施協定締結後に、中継施設建設予定場所に存する施設（し尿処理施設等）の解体撤去を行い、事業者の負担において令和6年3月末を目途に中継施設の整備を進める。

中継施設は、本町が委託するごみ収集車を安全に受け入れ、一般廃棄物を適切に大型車両に積み替え搬出する機能を備え、防臭に係る設備を備えた施設とする。

なお、中継施設の整備及び解体撤去工事は本事業に含むものとし、詳細については別途協議するものとする。

3) 中継施設の管理運営

委託契約に基づき一般廃棄物の受入を行い、重機等を使用して廃棄物を大型車両等に積み替える業務で、詳細については別途協議するものとする。

(ア) 管理運営業務

中継施設の管理運営、一般廃棄物の受入（粗大ごみ、事業系一般廃棄物を含む）、中継施設内に設置された設備の運転。

(イ) 維持業務

中継施設の管理、重機及び設備機器の消耗品・油脂類の補充・交換・点検、日常の清掃、ごみ中継施設及び敷地全体の日常的な清掃（光熱水費は本町負担）。

(ウ) その他の業務

忠岡町と事業者による定期連絡会議の開催、一般廃棄物のデータ入力、日報、月報、年報等を集計、忠岡町が行う監督官庁及び関係機関に対する対応への協力。従業員の就業に関する研修、資格取得、労務管理等。

4) 外部委託処理

忠岡町クリーンセンター（以下「既存施設」という。）の稼働停止（令和6年3月末）以降、（仮称）地域エネルギーセンター（以下「新施設」という。）の稼働まで、本町と協定締結者の間で一般廃棄物処理委託契約を締結し処理を行う。

処分地は、一般廃棄物の受け入れが出来る施設（地元自治体の許可を含む）とし、詳細については、別途協議するものとする。

(2) 新施設の整備・運営事業

1) 新施設の調査・計画・設計

中継施設による外部委託処理と併行して、事業者の負担において新施設の詳細な調査・計画・設計を行い、新施設の実施協定締結を行う。

2) 新施設の整備

新施設に係る実施協定締結後に、既存施設の解体撤去を行い、事業者の負担において新施設の整備を進める。

新施設は、本町が委託するごみ収集車を安全に受け入れ、一般廃棄物を適切に処理するとともに、産業廃棄物のうち一般廃棄物と性状を同じくするものであって、本町が受入を認めた廃棄物（以下「産業系循環型資源廃棄物」という。）の処理を行うものとする。なお、解体撤去工事は本事業に含むものとし、詳細については、別途協議するものとする。

新施設の概要は以下のとおりで、施設の仕様は自主裁量。

(ア) 事業期間

新施設稼働後、30年を想定

(イ) 新施設の構成

焼却施設＋リサイクルセンター（本町資源ごみ等の受入機能を含む）

(ウ) 新施設の概要

(a) 焼却施設

- ・ 処理規模 : 200t／日程度
- ・ 発電設備 : あり（蒸気条件：基本協定締結後に協議）
- ・ 受入廃棄物量 : 一般廃棄物：20t／日程度
産業系循環型資源廃棄物：180t／日
- ・ 排ガス等規制基準：国の示す各種法令及通達等に基づいた基準
（目標値を設定し、新施設の管理運営に努める）

(b) リサイクルセンター

- ・ 破碎設備、選別設備、ストックヤード等整備
- ・ 騒音等規制基準：国が示す各種法令及び通達等に基づいた基準

3) 新施設の稼働停止後の解体撤去事業

新施設の事業期間満了時に、SPCが、自らが整備した新施設を解体撤去する事業。

4) 新施設での発電余剰電力の地域電力供給事業

新施設で発電した電力のうち、場内利用した残りの余剰電力を地域電力として、有効活用する事業。

5) 産業系循環型資源廃棄物等の受入に係る搬入協力金

SPCが、新施設で受け入れる産業系循環型資源廃棄物等の受入に係る搬入協力金を、本町に納入する仕組みの構築。

2. 本町の主な役割

(1) 用地の貸与

本町は、本事業を推進するにあたり、必要となる用地を有償で貸与。なお、貸借費用については、別途協議するものとする。貸与する用地の敷地面積は、約 10,000m²。

(2) 地元理解

本町は、本事業を推進するにあたり、地域住民等の理解を得るものとする。

(3) ごみ処理委託

新施設稼働後、本町から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ）の処理を行うため、一般廃棄物処理に係る委託を行う。

なお、ごみ処理委託契約の内容及び委託期間については、基本協定締結後に、本町と SPC との協議より決定するものとする。

(4) モニタリング

事業者による運営・維持管理業務の実施状況が、関係法令並びに実施協定書等に定める要件を満たし、適正に実施されているか確認することを目的に、技術、財務、法務といった視点からモニタリングを行う。

3. SPC の主な役割

(1) 資金調達

SPC は、自らが提案した公民連携事業に関する詳細な調査・計画・設計及び施設整備費、並びに維持管理費等一切の支出に関する費用を、自らの資金で行うものとする。

ただし、本町が委託する一般廃棄物処理委託費用及び既存施設の稼働停止（令和 6 年 4 月）から、新施設の稼働までの間の、ごみ中継に係る機械器具費、人件費を含む管理運営費及び維持管理費は除く。

(2) 産業系循環型資源廃棄物の安定的な受け入れ

SPC は、事業期間中、産業系循環型資源廃棄物 180t/日を安定的に確保するものとする。なお、将来的に本町の人口が減少し、本町から新施設に搬入される一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大等）が減少した場合、この減少分を補う、産業系循環型資源廃棄物の安定的確保を、行うものとする。

(3) 災害廃棄物等の優先受け入れ等

SPC は、本町に災害が発生し、災害廃棄物が発生した場合、その量に応じて産業系循環型資源廃棄物の受け入れを停止し、災害廃棄物を優先的に処理するものとする。

また、災害時の電源供給及び充電可能施設として、地域貢献を検討するとともに、大阪府や府内の市町村から災害廃棄物の受け入れ要請があった場合は、速やかに本町と協議し、対応の判断を行うものとする。

(4) 海岸への漂着ごみ

プラスチック類など海岸への漂着ごみについて、積極的に受け入れ、処理を行う。

(5) 地元雇用、地元経済への貢献

本事業の推進にあたり、地域住民の雇用や地元企業と連携を図るなど、雇用及び地域経済の活性化にも取り組む。